

2024年12月26日

お客様各位

エルメック株式会社

電気・ガス料金負担軽減支援への対応について

日頃よりエルメック株式会社をご利用いただき誠にありがとうございます。

政府による電気・ガス料金負担軽減支援のため、以下の通りご契約内容を一部変更させていただきます。それに伴い、電気事業法に基づきその内容をお知らせいたします。なお、この変更に伴って、お客様に行っていただくお手続きはございません。

今後ともエルメック株式会社をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

1. 適用範囲

この供給条件は、低圧または高圧で電気の供給を受けるお客様に適用いたします。

2. 適用期間

適用期間は、2025年2月の検針日から2025年4月の検針日の前日までといたします。

3. 料金

2. に定める適用期間における電力量料金は「電気・ガス料金負担軽減支援」に定める値引額を差し引いたものといたします。

4. 電気・ガス料金負担軽減支援

電気・ガス料金負担軽減支援は、その1月の使用電力量に次に定める値引単価を適用して算定いたします。

| 低圧供給のお客様 | |
|---------------|--------------|
| 2025年2月・3月検針分 | 2.5円/kWh（税込） |
| 2025年4月検針分 | 1.3円/kWh（税込） |

| 高圧供給のお客様 | |
|---------------|--------------|
| 2025年2月・3月検針分 | 1.3円/kWh（税込） |
| 2025年4月検針分 | 0.7円/kWh（税込） |

※一部、500kW以上線検針分の需要者様は、2025年3月検針分よりお値引きが開始となります。

※本事業の概要は国のHP [電気・ガス料金支援 | 経済産業省 資源エネルギー庁]

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>にてご確認ください。

以上